

国民健康保険税の軽減措置

国民健康保険税には低所得世帯への軽減措置が設けられており、世帯員皆様の所得の申告に基づき、自動的に計算して軽減を適用しておりますので、軽減措置のための申告は必要ありません。

しかし、たとえ低所得世帯であっても所得の申告がされていない方が世帯に1人でもいると、軽減措置を受けることができません…

国民健康保険税が高くなるかもしれません。

収入がなかった人も収入がなかったことの申告が必要です。

●低所得者世帯への軽減措置

下記の合計所得金額要件を満たす世帯は、均等割と平等割の部分について減額します。

区 分	令和6年中の世帯主、被保険者、特定同一世帯所属者の合計所得金額
7 割減額	43万円 + {10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯
5 割減額	43万円 + {30.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯
2 割減額	43万円 + {56万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)} 以下の世帯

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で継続して移行時と同じ世帯に所属している方です。

※給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入55万円超）、公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超または65歳以上で110万円超）をいいます。

※専従者控除、譲渡所得の特別控除の適用は、ありません。

※所得金額要件は、令和7年度の要件です。

【参考】令和7年度の税率

医療分（加入者全員）	
所得割	(総所得金額等 - 市民税の基礎控除額) × 8.10%
均等割	被保険者数 × 20,000 円
平等割	1世帯あたり 22,000 円
支援分（加入者全員）	
所得割	(総所得金額等 - 市民税の基礎控除額) × 2.81%
均等割	被保険者数 × 6,000 円
平等割	1世帯あたり 8,000 円
介護分（40歳から65歳未満の人）	
所得割	(総所得金額等 - 市民税の基礎控除額) × 2.27%
均等割	被保険者数 × 10,000 円
平等割	1世帯あたり 6,000 円

※市民税の基礎控除額は、合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円、2,400万円を超える場合は、金額に応じて、基礎控除額が変わります。